

第4次聖籠町男女共同参画計画の概要

男女共同参画社会とは

少子高齢化の進展と社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のこと。

計画策定の趣旨

- ・ 男女共同参画に関する取組は、様々な分野に幅広く関わるため、計画を策定し、庁内横断的に、総合的・計画的に取組を進めていくことが効果的。
- ・ 本町においては、他町村に先駆け、H18年に第1次、H25年に第2次、H30年に第3次となる聖籠町男女共同参画計画を策定し、取組を進めてきたところ。
- ・ 現行の第3次計画がR4年度末をもって期間満了することに伴い、これまでの取組上の課題や社会情勢の変化を踏まえつつ、第4次計画を策定。
- ・ 計画の策定に当たっては、聖籠町男女共同参画計画策定委員会から出された答申の趣旨を反映し策定。

計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

※ 社会情勢の変化など必要に応じて随時見直しを行う。

第4次計画のポイント

- 男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画と女性活躍推進法及び配偶者暴力防止法に基づく市町村推進計画とを一体的に策定。
- 男女共同参画社会形成のためには、町民の意識が何よりも必要なものとして、男女共同参画の考え方や理念の浸透に向けた啓発に重点的に取り組む。
- 誰もがありのままに自分らしく暮らすことができるよう、性的マイノリティに対する取組を新たに新設。
- 全庁的な体制で計画を推進できるよう、男女共同参画推進員を活用し、庁内の意識醸成を図る。
- 毎年度取組の検証を行うなどPDCAサイクルを確立し、取組の精度を高めていく。

<基本理念> ～「人與人・男性と女性」が支えあうまち～

- ・ 社会の慣習や固定観念により無意識のうちに男女別の選択肢を決めつけてしまう男女の固定的な役割分担の価値観は、個人の個性・能力を**発揮する機会を損なうおそれ**があり、社会が個人に対して押し付けるものであってはならない。
- ・ 一人ひとりが互いを認め合い、支え合いながら、その個性と能力を発揮できるためのより良い社会の形成を目指し、男女二分論だけでなく、性的マイノリティや障がい者などの社会的少数者のニーズにも配慮した取組を進める。

<基本目標Ⅰ>

町民への男女共同参画の考え方の浸透

- 重点目標① 男女共同参画についての理解の促進
- 重点目標② 男女共同参画に関する学習機会の確保
- 重点目標③ 男女共同参画の視点に立った行政サービスの実現

<基本目標Ⅱ>

「人與人・男性と女性」の人権が尊重され、 平等に暮らせるまちづくり

- 重点目標① 生涯を通じて心と体が健やかに暮らせる健康支援★
- 重点目標② あらゆる人が安心して暮らせる福祉サービスの充実★
- 重点目標③ 子育て・介護支援★
- 重点目標④ 男性の家事・育児・介護への参画★
- 重点目標⑤ DVや性的な暴力の根絶●
- 重点目標⑥ 性的マイノリティ等多様な性に関する意識づくり

<基本目標Ⅲ>

「人與人・男性と女性」が活躍できる環境づくり

- 重点目標① 政策・方針決定への女性の参画促進
- 重点目標② 女性の能力開発・発揮のための支援★
- 重点目標③ 地域・防災活動への女性の参画促進
- 重点目標④ 就業機会の均等と労働環境の整備★
- 重点目標⑤ 農水産業及び商工業者の男女共同参画の確立★

<基本目標Ⅳ>

計画の確実な推進

- 重点目標① 庁内の推進体制の充実
- 重点目標② 計画の適切な進行管理
- 重点目標③ 近隣自治体、県及び関係団体との連携
- 重点目標④ 町民や事業者との協働

- 各基本目標・重点目標に基づき、計**64**の取組事業を展開。
- 計画の実行性を高めるとともに、適切な検証を行うため、基本目標に計**17**の成果指標を設定。

- ★：女性活躍推進計画に該当する取組
- ：配偶者暴力防止計画に該当する取組